

2008年3月

お取引先様各位

宮崎市橋通東1丁目7番4号
宮銀リース株式会社

犯罪収益移転防止法施行にともなう本人確認にご協力ください

2008年3月1日付で**犯罪収益移転防止法**(以下本法といいます)が施行され、**ファイナンスリース契約**につきましても、ご契約の際に、下記のとおり契約者様の**本人確認が必要**となりました。
なお、本法に基づく本人確認ができない場合には、ご契約を行うことができなくなりますので、お客様にはご面倒をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 今回本人確認が必要となった取引

☆ ファイナンスリース契約(※)の締結 (ただし、以下の場合を除きます。)

《本人確認の対象とならない契約》

- ① 1回にお支払いいただくリース料(前払リース料を含みます)が税込10万円以下の場合
- ② 既に本人確認済みのお客様とのご契約
- ③ オペレーティングリース契約・再リース取引 等

※ ファイナンスリース契約とは、以下の条件を満たすリース契約です。

- ◆ 中途解約禁止であること
- ◆ フルペイアウトリースであること。(詳細は弊社担当者にご確認ください。)

2. 本人確認に必要な書類

☆ 法人のお客様

- ① 法人の本人確認書類 (登記事項証明書・印鑑登録証明書 等)
- ② 取引ご担当者様の本人確認書類 (運転免許証・健康保険証 等)

※ 国・地方公共団体・上場企業様につきましては、取引ご担当者様の本人確認のみをお願いいたします。

☆ 個人事業主のお客様

個人事業主ご本人様の本人確認書類 (運転免許証・健康保険証 等)

※ 個人事業主様とのご契約でも、取引ご担当者様がいらっしゃる場合には、取引ご担当者様の本人確認をお願いすることがあります。

3. 本人確認の方法

☆ お客様と対面にて確認する場合

弊社担当者にご提示いただき、弊社担当者は本法に基づく必要事項を記録させていただきます。

(例:個人事業主様・取引ご担当者様の本人確認を行う場合の記録事項)

- ① 確認日時
- ② ご住所・お名前・生年月日
- ③ 本人確認書類の番号 (免許証番号・保険証番号 等)

※ 対面以外での確認方法につきましては、弊社担当者までお問合せください。

4. その他

☆ お客様及び取引ご担当者様よりご提示・ご提出いただきました本人確認書類及び本人確認記録につきましては、個人情報保護法及び弊社規定等に基づき、厳重に管理させていただきます。

☆ その他ご不明な点等がありましたら、弊社担当者までお問合せください。

☆ 本法につきましては、警察庁及びリース事業協会のホームページもご覧ください。

警察庁ホームページ : <http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/dw.htm>

リース事業協会ホームページ : <http://www.leasing.or.jp/index.html>

以上